

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで建設作業員として解体作業、岩盤掘削作業及びトンネル工事等に従事した。被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、同年〇月〇日を症状確認日としてじん肺管理区分「管理2、続発性気管支炎」の決定を受け、A病院において通院加療していたところ、平成〇年〇月〇日高熱を發し、同病院に入院し「尿路感染」と診断され加療したが、同年〇月〇日に死亡した。A病院医師作成の死亡診断書によれば、直接死因は「じん肺症」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法による保険給付の対象となる「死亡」について、それが業務上の事由によるものと認められるためには、業務がその死亡に対して相対的に有力な原因であったとする相当因果関係が認められることが必要であり、本件についていえば、業務上疾病であるじん肺や同疾病の合併症である続発性気管支炎と死亡との間に相当因果関係が認められることが必要である。

(2) 上記の観点から、被災者のじん肺や続発性気管支炎の程度及び死亡原因について検討する。

ア B医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年以降定期的に通院加療し持続する気管支炎症状を認め、平成○年以降増悪傾向があり、じん肺に伴う肺性心、右心負荷のためと思われる心房細動を認める。平成○年○月○日尿路感染症による高熱にて入院し、抗生剤にて鎮静化した。同年○月○日胸部X線にて左下肺野に肺炎を認め、白血球数も増加して多臓器不全の状態となる。胸膜炎も併発し、同年○月○日の胸部X線では重症肺炎像を呈し、同月○日呼吸不全、多臓器不全にて死亡。直接死因は肺炎、胸膜炎、じん肺。じん肺を基礎疾患として肺炎にて死亡したものである、と述べている。

イ C医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、画像上、I型以上のじん肺所見はなく、肺炎の合併も見られないことから、治療を要する続発性気管支炎はなかったと考えられる。以前から心房細動、肝機能障害、ア

ルツハイマー型認知症として治療が行われていたが、平成〇年〇月〇日から発熱、頻尿、排尿時痛、血尿が出現し腎盂腎炎、尿路感染症として入院。同年〇月〇日の検査所見では改善を認め、全身状態は落ち着いていたが、同月〇日に急に血膿尿が出現し、尿路感染症から菌血症を生じDICを合併したと思われた。再び抗菌薬が投与されたことから急激な黄疸、腎不全、貧血が生じ、心負荷も増強し死亡に至った。直接死因は、繰り返す尿路感染症・腎盂腎炎を基盤として生じた菌血症による多臓器不全であり、死亡に至る経過や死亡にはじん肺や続発性気管支炎の影響はなく、業務外の死亡である、と述べている。

ウ 被災者のじん肺の程度等について、B医師は、「じん肺を基礎疾患として肺炎にて死亡したもの。」と述べているが、当審査会において肺機能検査結果や胸部X線、CT画像等を読影、検討した結果、C医師の意見を妥当なものとして判断する。また、C医師は、「直接死因は、繰り返す尿路感染症・腎盂腎炎を基盤とした菌血症による多臓器不全。死亡に至る経過や死亡には、じん肺や続発性気管支炎の影響はない。」と述べており、関係医証からも妥当なものとして判断されることから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとして認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。